

石田家文書からみた天保時代の通貨

会員 児玉貞一

一、金貨—小判の事

私が徳山市大島の石田家文書天保一三年の「あみ子不参帳」の一九枚目の伊助の所資料①参考をみると、金壱両一分と札と文錢を支払っている。人夫の賃銀に小判を支払うとは石田家の都合があつての事かと気になっていた。

その後萩藩の財政史を読んで撫育の収入は毎年銀に換算して必ず積立てた。天保時代銀貨が不足して金貨で積立てたことはあったが明治維新まで継続して積立てたのでその総額は莫大なものであったと書いてある。

小判といえばとても庶民の目に触れるものではないと思

つていた。石田家の古い帳簿を繰っても寛政・享和時代の内には寛政一〇年の大福帳資料②参考に一回あるだけで、文化・文政時代を通して一回である。二朱銀は時折見受けられる。それが天保三歳の大福帳資料③参考によると小判一両の記載が所々に見られるようになる。これは文化・文政時代の金銀貨の改

鑄の影響がこの僻地に迄及んで来たと見るのが妥当と思う。

ここで金貨の歴史を見てみる。江戸幕府が最初に鑄造したのが慶長金と呼ばれるもので、慶長六年から元禄時代まで九四年間鑄造し慶长大判金・慶長小判金・一分金と銀貨二種（慶長豆板銀 慶長丁銀）を鑄造し、歴代金銀貨弊中最も品位の高いものである。

金壱両＝銀五〇匁＝錢四貫文

元禄時代になると江戸を中心とした経済力がついて次のように改訂された。

金壱両＝銀六〇匁＝錢四貫目。

將軍綱吉の豪奢な生活で幕府経済が困窮すると勘定奉行荻原重秀の議を容認して金貨の改鑄をして元禄大判を鑄造して幕府の財政を救った。即ち乾字金と呼ばれるもので慶長金に比較して遙かに品質の劣るものであった。その結果物価は上昇した。家宣・家継將軍になると新井白石は

元禄大判の改鋸を決意し徐々に改鋸に努めた。

吉宗の時代になって享保金と呼ぶ金貨を発行した。この金貨は慶長金に匹敵する品質を持ち、元禄大判（乾字金）の二倍の品質といわれるものである。

二、悪貨は善貨を駆逐する

元禄金と享保金を交換したのであるから民衆は喜んで享保金を使用し、見る見るうちに市中にあふれるであろうと想像したのに、一向に姿を見せないので不審に思つて調べてみると、品質のよい享保金は金持ちの金庫の中に宝としてしまつてあり、市中に姿を見せないことがわかつた。そこで幕府は文字金（ぶんじきん）という品質は享保金には劣るが、元禄金には優る金貨を発行し広く使われた。

三、おたからとおあし

通貨をあらわす言葉に「おたから」とか「おあし」とかいう言葉がある。おたからと言つた場合「お金」をためて「土地を買い家を建てよう」など蓄えて大きな額にして更に有効に使うことを意味し、おあしという場合「江戸っ子は宵越しの金は持たぬ」などいう。実際は夕方貨銀をもつて翌日の米代と粗末な副食を買つたら何も残らない宵越の金など持たぬのでなく「持てぬ」が実状であったのである。このように流通を意味する言葉である。吉宗将軍時

代頃から「おあし」の考え方が次第に強くなつて來るのではないかと思う。家斉将軍の文化・文政時代になると文字金の質を更に落して改鋸し幕府の財政不足を補つたのである。ここで再び資料②から③までによると、②は寛政一〇年で松平定信が將軍の補佐時代である。この時一両は銀八〇目、③は天保三年家斉が大御所として後見していた時代で文化・文政時代の延長と見るべき時代である。八両が五百式拾目とあり、一両が銀六五匁となり、金貨の価値が下がつたことがわかる。

次に資料③から⑦までによると、③から⑥までの両の金高と⑦の金高とは随分違う。これは両の使い道が違うと思われる。③から⑥までは庄屋級の人で中には他村の人も含まれているが、借りた小判を早く返済している。これは庄屋級の人は当時年末から年始にかけて一両小判そのものが入用な事があつたのであろうと思われる。これに対し⑦の高松七郎兵衛の場合金額が大きく年末ではあるが商売の元手と考えられ、それは越荷と関係があると推察される。

四、室積の開港

萩藩では七代藩主重斉公の時代に撫育方といつて萩藩の本管とは独立した部局があつて撫育金という毎年相当量の銀を積立てた。他方萩本藩領には岩国藩の柳井、長府藩の

下関のような良港がないので蔵米の積出しなどに不便を感じており、瀬戸内に良港を持つことは萩藩年来の希望であった。重斉公の孫斉房公の時代に撫育銀を利用しその増殖の為にも室積・中関・下関の三港を開港する事になり、最初に室積に築港し倉庫を建て、寛政五年一月「室積会所仕方式目」を発表し開港した。続いて下関・中関の会所仕法も発表し開港した。これらの港には奥羽・北陸・山陰及び九州・四国の各地から物産を積んだ船が入港した（これを当時越荷という）。高松七郎兵衛の場合自分の持船でこれ等の港へ行き奥羽・北陸の産物米や昆布などを買い取り金子で支払い、それに防長の産物塩・木蠟を銀で買い足し大阪方面へ運搬し、帰りに関西の産物を買い込んで帰るという商売をしていていたのではないか。その後の糸島の海運業を考え合わせかく考えるのが妥当であろう。

五、銀貨について

資料⑧から⑫あたりをみると、式朱というのが二ヵ所見られる。これは銀貨であるが朱という金貨の単位を持ち金貨に準じて取扱われた。これは金がたりなくなつて銀を代用したのではなく、これには次のような歴史がある。^{資料⑯}銀貨には粒銀と丁銀があつたがどちらも計算の度に秤で計らなくてはならなかつた。これは不便だというので銀の定位定

量通貨として短冊型の明和五匁銀を発行した。しかし実際の場合五匁銀の上に粒銀を乗せて計る不便は余り違ひなかつた。そこで安永元年（田沼意次老中時代）やはり短冊型の明和南鏡二朱銀を発行した。表に「以南鏡八片換小判一両」と刻印してあり、これは改鑄ではなく幕府が長崎貿易によつてオランダから得た純銀に近い高品質のものといわれている。この銀貨は広く流通し、この鼓南の地にも文政頃から随所に見られるようになつた。

六、藩札について

藩札については徳山市史上巻P450にくわしく出てゐる。防長二州では萩・徳山・岩国の大藩が銀札を長府・清末の二藩は米札を発行している。

幕府は藩札の流通はその藩内に限るとしているが防長の三藩は住民が互に親しみを持っているので住民が満足するなら流通は大目に見ようという事になり互に流通を認めた。又当時は多くの藩で藩札を発行し、江戸・大阪の富豪や商人との取引があり負債もあつた。^{資料⑯}そこで各藩札の評価が問題になり、八〇という言葉が生まれた。^{資料⑰}又幕府が発行する貨幣と、藩で発行する藩札が、経済規模に於いて、又人気の点に於いて平等でよいかという問題も起つた。

資料⑨は文政二年のものが「銀七十六匁五分が八〇に

すると「藩札」にすると「百五匁壹分八厘」となり、これにより銀貨一匁は八〇—藩札では（この場合徳山藩札と思うが）一匁三分七厘四毛九……に当る。従って幕府発行の銀一匁に対し徳山藩札は一匁三分七厘余り払わねばならない。逆に藩札を銀貨で受取る場合藩札一匁は銀で〇・七二七匁の割になる。萩札岩札徳札によつて多少の差があり、又相場によつても常に動いているが約一・三七から一・三九の間を上下しているようである。このように八〇とは幕府発行の通貨に対する藩札の相場と解したらよいであろう。

租税など公的場合はその時の相場というわけにもゆかない

ので前年度末に萩で錢和市を開き歩合を決定し各宰判に通知したようである。萩藩の藩札は銀札・札銀・閏札などと呼ばれていたようである。

七、錢貨について

資料⑬は寛政一〇年の記録であるが天保時代もほぼ同様の状態で、帳簿の上では銀で記載してあっても一般住民の間では錢貨が流通していたのではないかと思う。

江戸時代初期の錢貨

足利幕府は錢貨は鋳造しないで専ら中国から輸入したものを使っていた。江戸時代の初期にはこれら輸入錢を使い明の永楽錢と朝鮮錢を精錢とし、その他の中国から輸入す

る私鑄錢を鑄錢と呼ぶ。鑄錢は南京方面から多く輸入されたので南京錢と呼ばれ京錢とも呼ばれるようになつた。しかし精錢は流通させなかつた。尚、幕府は家光將軍の寛永一三年（一六三六）に錢貨寛永通宝を発行し漸次普及し鑄錢は逆輸出されるようになつた。

江戸時代の錢貨

明和二年（一七六五）に幕府は江戸における錢貨の払底を理由に錢貨の鋳造を開始し天明八年（一七八七）まで各地の錢座で鋳造した。

錢座は金座銀座の兼宮となり、一文錢が銅錢から鉄錢となり、寛永通宝四文錢・真鑄錢が明和五年から発行され、天明四年（一七八四）仙台通宝をはじめとし地方錢貨が発行された。

江戸時代発行された錢貨は次の通り

一文錢・二文錢・四文錢（明和五年）・十文錢（寶永大錢）・百文錢（天保錢）

丁 錢

一般に江戸時代には文錢は金銀貨の補助貨幣として少額の支払いに使われたようと思われるが丁錢というのがあって、徳山市史^{資料⑭}には藩地の負債を丁錢で支払った表が出ている

る。文銭も丁銭にして相当高額の支払に使つたようである。

(丁銭・錢さしについては資料②(2)を参照)

錢貨が多量に発行され、一枚の額面が大きくなるにつれ
錢貨があふれ従つて価値が下落したので老中水野忠邦は錢
六貫四〇〇匁を以つて一両とした。資料①の日雇錢を金貨
両で支払うについて水野忠邦の天保の改革が大きく影響し
ていると思う。

八 幕府の改鑄

將軍は家斉の子の家慶の時代であるが水野忠邦は本丸老
中となり大いに改革を行つた。そして忠邦は幕府財政の窮
乏を救済するため貨幣の改鑄を行つた。(資料2)これは幕府財政救済
が目的であつたから収益の多い金貨を多く改鑄した。そこ
で金貨が充満し銀貨が不足し質銀も金貨で支払うようにな
つた。又一分銀を発行しているが、これは二朱銀同様純銀
に近い良質のものといわれている。更に百文銭を発行して
大いに流通したといわれているが、これも幕府の大きな收
入になつたといわれている。そうして錢貨の額面はだんだ
ん高額になりそれだけ世の中の経済規模が進んだ事を示
している。(平成元年九月一六日例会発表)

(P 48 より続く)

参考文献

- | | | |
|-------------------|-----|------|
| 徳山市史 下 | 徳山市 | S 35 |
| 徳山市史年表 | 徳山市 | S 44 |
| 吾が郷土 弓屋雄介 | | S 38 |
| 徳山の文化に貢献せし人々 梅原芳堂 | | S 40 |
| 徳山地方の人物を語る 吉田 理 | | S 14 |
| 徳山地区人物名鑑 藤原龍雄 | | S 26 |
| 岩井百年史 岩井産業㈱ | | S 59 |
| 仏教儀礼辞典 東京堂出版 | | S 53 |
| 日本歴史大辞典 河出書房 | | S 46 |

(P 82 より続く)
今日ほど郷土史教育を必要とする時はない。多少なり
とも郷土に関心をもち、郷土を愛し、歴史や人間存在に
ついて真剣に考える力をそなえた生徒の育成につとめた
いものである。

(山口県下の郷土史教育の現状については、山口県教
育委員会編「教育広報」三九九号、一九八八年六月
号を参照されたい)

二、銀貨関係

文政二年（一八一九）
⑧

当座帳

両国屋

同日

三百目

一、岩札拾匁代九匁五分
一、貳朱枚?壹片代拾壹匁

一、銀札 五拾目

百十文 代六十八匁
七分五り

同 ⑨ 帳

一、銀 七十六匁五分
八〇ノ百五匁壹分八り

文政四年 大福帳
和助

23枚目

77枚目裏

6枚目

己正月十六日

一、関札 百五拾目
八〇にして百四十二匁
五分

内徳札三十貳匁

八〇貳十八匁

銀札 拾五匁八分

八〇ノ廿壹匁七分貳り

八拾壹匁七分貳り

九月三日

七十貳匁壹分八り

八十七四匁三分四り

外に五分五り

ぬい糸打代

七十四匁八分九り

一、銀 三十四匁六分
八〇ノ四十八匁

百貳十貳匁八分五り

内百匁 受取
奥へ入

一、貳朱貳片 受治助
代貳拾貳匁

小兵衛

当座帳

⑫ 文政二年（一八一九）

3枚目

享和三年（一八三三）

鱗網仕入帳

四月十七日

一、中嶋（塩）一丸

八拾七斤入中五斤取

正味八拾貳斤七ノ七

外に壹匁三分 広島口錢

六拾四匁四分四り

文錢八〇ノ八拾貳匁

一分六り

外に貳匁付

壹匁五分 船賃

三分八り 運上

三匁八分八り

貳口合八拾六匁四り

文政二年（一八一九）
⑪

三、文錢関係

寛政拾年（一七九八）

大福帳

三吉

三月十七日

六左衛門

一、四十一文酒代割当

此分受取

米屋 佐助

三月十日

一、酒 三ばい 三十九文

文政二年当座帳

同日九郎兵衛

一、七十一文

先頃酒代受取

德山市史上卷四四六貢弘化
二年（一八四五）九月天保

末年における藩地の負債を
丁錢で支払はれた表がある。

99枚目

53枚目裏

53枚目

38枚目

四、種類改鑄その他

(15) 金

●慶長金—慶長六年（一六〇一）以降九四年間—元禄時代まで鑄造

●慶長大判金 慶長小判金 一分判金

●慶長豆板銀 慶長丁銀

歴代金銀貨幣中最も高品質

金壱両＝銀五〇匁＝錢四貫日

元禄金

勘定奉行荻原重秀の議を入れ改鑄

元禄大判—乾字金

金壱両＝銀六〇目＝四貫

享保金

享保一〇年（一七二五）吉宗將軍時代 享保大判を鑄造

一品位慶長金に匹敵—享保金五両は乾字金一〇両に匹敵

●元文金—品位低下—元禄金より上
小判 一分金とも上部に文の字を押す

元文元年（一七三六）より発行—文政元年まで
一両＝銀六〇匁＝錢四貫

(16) 銀

銀貨—定位定量銀貨—江戸中心

○明和五匁銀—明和二年（一七六五）—短冊型—重量五匁

最初の定位定量銀貨

三個を以て一分金に相当 一個では $\frac{1}{3}$ 貫

●明和南鎌二朱銀—安永元年（一七七二）九月

表面に「以南鎌八片換小判一両」と刻印

金貨に準じて使用

(17) 水野忠邦の改鑄

水野忠邦老中時代—天保八年一一月から一二月にかけて
金銀貨の改鑄を行っている

五両判 小判 一分判 一七二、二七五両
一九、七二九、一三九両
丁銀小玉銀 八、一二〇、四五〇両
一八二、一〇八貫
(一、二七六、三五〇両)

一分銀
田谷博吉「近世銀座の研究」より

外に幕府は天保三年迄に改鑄を行つてゐるが、これは文政期の改鑄の延長とみてよいだらう

(18) 錢

寛永通宝—寛永一三年（一六三六）—発行

永樂通宝—明錢

精錢—永樂通宝・皇朝錢、唐、宗、元錢

鑄錢 京錢

水野忠邦—一両は六貫四〇〇匁と定む

(19) 八〇—防長歴史用語辞典—石川卓見—一九四頁より
ちじゅうもんせん、八十文錢、八〇錢（ハチマルセント）
八〇（ハチマル）などと記す

銀一匁に対する京錢の比価より發生

寛永通宝後も一言葉は捨たらず

慶長一四年七月一九日幕府令

金壱両＝永樂錢一貫目＝京錢四貫文＝銀五〇匁

實際には時々の相場に差あり

貢租収納の換算率（石貫銀。米一石鑄錢一貫文＝銀一二
匁五分）

(20) 丁錢—同前書—二三九頁より—ちょうせん
錢一〇〇文を以つて一〇〇文とする表示

「丁錢何貫何文」と錢の枚数額を表示
錢の相場の変動に關係ない表示—錢一〇〇〇文を錢一貫
とす

(21) 錢さし

錢貨を一〇〇枚或いは一〇〇〇枚を強い麻紐に通して使

う

実際には八〇枚・九六〇枚を通して使つた。